

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第299号）

〔 下水汚泥溶融スラグに係る文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：平成30年9月28日）

### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

### 第二 審査請求の経緯

- 1 審査請求人は、平成29年9月28日、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の内容について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

下水汚泥溶融スラグを利用することに関する書類全て

- ・自ら利用や廃棄物でないことがわかる意思決定にかかわる書類全て

- 2 同年10月12日、実施機関は、本件請求に対し、請求のあった事業に関して意思決定を行っていないためという理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年11月11日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

本件決定は、保有している筈の文書を公開していないので、非公開に成っている文書の公開を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張  
公開請求にかかわる「下水汚泥溶融スラグ」は産業廃棄物に該当する可能性が有り、そのような物を廃棄物では無いとして利用するにあたり、何ら検討した文書が無いとは考えられない。

## 2 反論書における主張

- (1) 実施機関の「弁明書」（後記「第五」）に多くの疑問・矛盾点が有るので下記の通り反論します。
- (2) 実施機関が後記「第五」の「2」で述べる「本件の経過」について、審査請求人は「情報公開請求」にあたり、「事業所指導課」に文書の検索を限った覚えは無く、実施機関が「事業所指導課」に限って文書を検索したのであれば、実施機関が審査請求人の「情報公開請求」を独自の解釈を以って運用したとしか考えられない。
- (3) ア 後記「第五」の「3（1）イ」～「エ」で実施機関が本来行政文書と判断するべきものを隠蔽していないのなら、電話や窓口での問合せにおいて「判断基準」を広く示していると言うのに一切文書が無いと言うのは考えられない。  
イ 下水道事業者への聞き取りでは、本件「下水汚泥溶融スラグ」の利用に関り「事業所指導課」へ相談に行っていると述べている。  
ウ 廃棄物処理法の運用は「自治事務」と成っており、関係自治体の役割が重要な事と成っており、行政文書が存在しないとは考えられない。
- (4) 後記「第五」の「3（2）ア」において「一般的には有価物として扱われている」と説示しているが、何ら根拠が示されていない、そのような文書が存在するのであれば、「審査請求人の情報公開請求」時に開示すべき文書では無いのか。
- (5) 実施機関の弁明書は何のエビデンスの添付も無い資料であり、圧倒的な情報収集能力のある官僚が自らの隠ぺい性を正当化しようとしているだけである。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書等における主張は概ね次のとおりである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

### 2 本件の経過（本件決定の理由）

本件決定の理由は、次のとおりである。

本件請求のあった事案に関して、環境農林水産部環境管理室事業所指導課（以下「事業所指導課」という。同課は平成30年4月1日に同部循環型社会推進室産業廃棄物指導課へと組織改編された。）では意思決定を行っておらず、該当する書類が存在しないため。

### 3 弁明の理由

- (1) 本件請求の対象となった事案に関して、意思決定を行っていない理由は次のとおりである。  
ア その物が廃棄物に該当するか否かの判断基準として、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないために不要となった物をいい、これらに該当

するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」という考え方（いわゆる「総合判断説」）が国通知で示されている。

イ 実施機関（担当課は事業所指導課である。）では、排出事業者に対して、ホームページ、電話や窓口での問い合わせ等で、この判断基準を広く示している。

ウ 各排出事業者等は、この判断基準に照らし、自ら所有する物の「廃棄物該当性」を必要に応じて判断を行っている。

エ 今回の下水汚泥溶融スラグについては、それを取り扱っている事業者（下水道管理者）がこの判断基準に照らして「廃棄物該当性」を判断し、事業を遂行している。

よって、請求のあった事案に関して事業所指導課では意思決定を行っていないものである。

(2) なお補足として次のように説明を行う。

ア 下水汚泥溶融スラグについては、そもそも路盤材等の資材として利用するために溶融施設を設置し、日本工業規格の基準に基づいて製造されたものであり、一般的には有価物として取り扱われている。

イ 平成29年10月13日、審査請求人が事業所指導課に来課した際に、これら一連の説明を丁寧に行った。

ウ この際に、審査請求人の知りたい内容は、「下水汚泥溶融スラグが有価物になるか廃棄物になるかである」とのことであったため、国通知など一般に公開されている資料を提供した。

#### 4 当審査会における実施機関の説明

本件請求は、審査請求人が平成29年9月6日に行った行政文書公開請求に対し、都市整備部下水道室（以下「下水道室」という。）が文書の開示を実施した際に行われたものであり、その際、下水道室が、下水汚泥溶融スラグの利用等に関連する資料を審査請求人に提供したところ、審査請求人は、「環境部局が保有する資料で、下水汚泥溶融スラグについて産業廃棄物ではないと環境部局が意思決定した時のもの」の公開を希望した。これを受け、後日、事業所指導課が審査請求人に本件請求の趣旨を確認したところ、審査請求人は、下水道室が確認したときと同じ趣旨の回答をした。よって、本件請求の対象となる行政文書は「環境部局が保有する資料で、下水汚泥溶融スラグについて産業廃棄物ではないと環境部局が意思決定した時のもの」（以下「本件行政文書」という。）であると判断した。なお、審査請求人は、本件請求の文書の検索対象を事業所指導課に限った覚えはないと主張するが、本件行政文書の環境部局の所管は事業所指導課のみである。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによ

って府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

## 2 本件行政文書の特定について

本件公開請求書には「下水汚泥溶融スラグを利用することに関係する書類全て」と記載されている。しかし、第五の4にある通り、下水道室が、審査請求人による本件請求とは別の行政文書公開請求に対する文書の開示を実施した際に、審査請求人が本件請求を行っており、審査請求人は「環境部局が保有する資料で、下水汚泥溶融スラグについて産業廃棄物ではないと環境部局が意思決定した時のもの」の公開を希望し、これを受け、後日、事業所指導課が審査請求人に本件請求の趣旨を確認したところ、審査請求人は下水道室が確認したときと同じ趣旨の回答をした。よって、本件行政文書を「環境部局が保有する資料で、下水汚泥溶融スラグについて産業廃棄物ではないと環境部局が意思決定したときのもの」に限定して判断を行う。

## 3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件請求に対し、請求のあった事業に関して意思決定を行っていないため、本件行政文書は不存在であると主張しているため、以下検討する。

当審査会において、事業所指導課で意思決定を行っていない理由を確認したところ、事業所指導課では、排出事業者から廃棄物かどうか問い合わせを受けた場合は、第五の3（1）アで挙げた国通知に基づく判断基準（以下「判断基準」という。）やホームページなどにより考え方を説明するが、廃棄物該当性は排出事業者が判断基準に照らして判断するものであり、下水汚泥溶融スラグの廃棄物該当性についても、判断基準に照らしてそれを扱う下水道管理者が判断するものであって、事業所指導課が意思決定をするものではないということであった。なお、審査請求人が第四の2（3）で「下水汚泥溶融スラグ」の利用について下水道管理者が事業所指導課へ相談に行っていると述べているので、当審査会において事業所指導課に確認したところ、相談を受けた際に下水道管理者から説明用資料として受け取った資料はあるが、それは本件行政文書である「環境部局が保有する資料で、下水汚泥溶融スラグが産業廃棄物ではないと環境部局が意思決定したときのもの」に当たらないと判断したとのことであった。当審査会においても当該資料を確認したが、意思決定したときの資料とはいえなかった。

よって、事業所指導課は下水汚泥溶融スラグの廃棄物該当性について、判断基準に基づき助

言等を行うが、意思決定を行う立場ではなく、下水汚泥溶融スラグが廃棄物ではないと意思決定を行った文書が不存在であるという主張に、特段、不自然な点は認められず、本件決定は妥当である。

なお、事業所指導課は、本件請求後、下水汚泥溶融スラグが廃棄物にあたるかどうかについて、審査請求人からの質問に答える形で複数回メールのやり取りを行っているとのことであるが、行政文書の存否は公開請求時点を基準に判断するため、これらのメールは本件行政文書にあたらぬ。

その他、審査請求人は、廃棄物処理法の運用や下水汚泥溶融スラグの有価物性の根拠等について縷々主張しているが、本件決定に対する判断に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

長谷川 佳彦、田積 司、有澤 知子、池田 晴奈、近藤 亜矢子